

熊本市地域コミュニティセンター設置指針

制定	平成20年	1月16日	市長決裁
改正	平成22年	10月1日	地域づくり推進課長決裁
	平成24年	4月1日	生涯学習推進課長決裁
	平成25年	4月1日	企画振興局長決裁
	平成25年	8月8日	生涯学習推進課長決裁
	令和2年	1月14日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この指針は、地域づくり活動の拠点施設としての地域コミュニティセンターの設置を計画的に進めるため、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 地域コミュニティセンターの設置は、一小学校区単位（住民から特に要望のある場合にあっては、複数の小学校区単位）で行うものとし、次に掲げる事項をすべて満たしたときに行うことができる。

- (1) 設置可能な土地・建物が確保できること。
- (2) 校区住民の総意に基づく要望があること。
- (3) 当該校区において地域づくり活動が活発であること。
- (4) 指定管理者として地域の各種団体の代表者等からなる運営委員会による管理の実施が見込め、かつ、事業の計画等が明確であること。

(土地・建物に関する方針)

第3条 設置可能な土地・建物の確保については、次に掲げるものとする。

- (1) 市所有の既存施設の利活用が可能なもの
- (2) 市が所有する土地（市所有の土地との交換により取得することができる土地を含む。）に建設が可能なもの
- (3) 土地の無償譲渡又は無償の地上権設定により、建設用地の確保が可能なもの
- (4) 前3号による土地・建物の確保ができない場合は、土地の購入、建物の耐用年数を基準とする土地の有償の地上権設定によるほか、建物の購入による設置が可能なもの

(設置規模及び建設経費等に関する方針)

第4条 構造は、原則として木造平屋建とする。

- 2 設置規模は、原則として延床面積250㎡を上限とする。
- 3 建設経費は、原則として73,000千円（区画形質の変更や付帯工事等に係る経費を除く。）を上限とする。ただし、労務単価や資材単価等に大幅な変動があった場合は、適宜見直しを行うものとする。
- 4 市所有の既存施設を利活用し、地域コミュニティセンターを設置する場合は、必要に応じて次に掲げる調査・工事を行う。
 - (1) バリアフリー化を目的とした工事
 - (2) 長寿命化を目的とした工事
 - (3) 耐震化を目的とした工事
 - (4) その他必要と認められる調査・工事
- 5 施設の複合化により地域コミュニティセンターを設置する場合は、第7条に定める熊本市地域コミュニティセンター審査委員会で審議し、別途方針を決定するものとする。

(要望の受付)

第5条 設置の要望は随時受け付ける。

(要望の事前審査)

第6条 要望については、地域活動推進課において、第2条の設置基準に基づき事前審査を行う。

(審査委員会の設置)

第7条 地域づくり活動の拠点施設としての地域コミュニティセンターの設置を計画的に進めるため、熊本市地域コミュニティセンター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び審議事項等については、別途要綱で定める。

(事業実施)

第8条 事業については、審査委員会で決定した優先順位により実施する。ただし、優先順位決定後、設置基準を満たさなくなったと認められる場合は、この限りでない。

附 則

この設置指針は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この設置指針は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

この設置指針は、令和2年1月14日から施行する。